

大分県報

平成三十年
第三〇三三号
十一月六日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	一
保安林の指定……………	二
道路区域の変更……………	二
道路の供用開始……………	二
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	五
日田市計画道路の変更……………	一九
警察本部訓令……………	一九
大分県警察における災害警備実施に関する規程の一部改正……………	一九
公 告……………	二二
所在不明者に対する保安林指定通知の揭示……………	二二

○告示

大分県告示第六百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

大分県知事 広瀬 貞

一 申請の概要

平成三十年十一月六日

大分県報（告示）

一

種 能	1	申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 大分市大字旦野原七百番地 国立大学法人 大分大学 学長 北野 正剛						
	2	特定事業場の所在地及び名称 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学挾間キャンパス						
口	3	設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二	洗浄施設	〇・〇五m ³ /日	二基			
使用の季節的変動	工事着手予定年月日	平成三〇・一二・一五						
	工事完成予定年月日	平成三〇・一二・二六						
使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	平成三〇・一二・二六						
	使用開始予定年月日	平成三〇・一二・二六						
一日当たりの使用時間	一日当たりの使用時間	八時間						
	一日当たりの使用時間	八時間						
汚水等の一日当たりの量	汚水等の一日当たりの量	通常の値						
	汚水等の一日当たりの量	〇・〇五						
汚水等の項目	水素イオン濃度	通常の値						
	水素イオン濃度	六〇						
汚染状態の値	浮遊物質	六〇						
	浮遊物質	六〇						
汚染状態の値	生物学的酸素要求量	一〇〇						
	生物学的酸素要求量	一〇〇						
汚染状態の値	窒素含有量	五						
	窒素含有量	五						
汚染状態の値	りん含有量	三						
	りん含有量	三						
4	汚水等の処理の方法							
	設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。							
5	排水の量及び汚染状態の値							
	排水の量及び汚染状態の値							
排水	一日当たりの排水量	通常の値						
	一日当たりの排水量	一三五・二						
排水	水素イオン濃度	通常の値						
	水素イオン濃度	六・一〇六・五						
排水	排水口A	最大の値						
	排水口A	三〇八・七						

等の値	生物化学的酸素要求量	mg/l	一・二五	二・五
	化学的酸素要求量	mg/l	三	六
状態の値	浮遊物質	mg/l	〇	〇
	窒素含有量	mg/l	一・六二五	三・二五
その他参考となるべき事項	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ		〇・六二五	一・二五

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成三十年十一月六日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第六百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年十一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市安岐町両字多新畑一六〇二番一、一六〇二番二、一六〇二番二八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百四十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年十一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道下恵良九重線	玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二一〇九番五地先から玖珠郡玖珠町大字帆足字水場一二九九番三地先まで	後	一六・九 八・三	五二・三
	玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二七番三から玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二二番一まで	前	一六・一 九・一	九五・六
	玖珠郡玖珠町大字帆足字水場一二九九番二地先から玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二一一二番二〇地先まで	後	二四・九 九・一	一〇九・四
	玖珠郡玖珠町大字帆足字水場二一一二番二二から玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二一一〇番一まで	前	一三・二 八・五	五一・四
県道川上玖珠線	玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二一一〇番一まで	後	一八・七 一〇・四	五一・六

大分県告示第六百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道下恵良九重線

玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二一〇九番
五地先から
玖珠郡玖珠町大字帆足字水場一二九九番三
地先まで

県道川上玖珠線

玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二七番三か
ら
玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二一番一ま
で
玖珠郡玖珠町大字帆足字水場二一一二番二
二から
玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二一一〇番
一まで

平三〇・一一・六

大分県告示第六百四十九号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成三十年十一月六日

三 津久見港の(二) 概要の表中

大分県知事

広

瀬

勝

貞

B一五一一九三 護岸

五二・〇〇メートル

を

B一五一一九三 護岸

五二・〇〇メートル

を

B一五一一九四 護岸

四〇・九四メートル

を

B一五一一九五 護岸

三〇・〇〇メートル

を

B一五一一九六 護岸

三二・五〇メートル

を

B一五一一九七 護岸

二四・六一メートル

を

C一―一三 岸壁

三〇〇・〇〇メートル

を

C一―一三 岸壁

三〇〇・〇〇メートル

を

C一―一四 岸壁

一三〇・〇〇メートル

を

D一―一一 臨港道路

七四・〇〇メートル

を

D一―一一 臨港道路

七四・〇〇メートル

を

D一―一二 臨港道路

八六・六〇メートル

を

D一―一三 臨港道路

八〇・〇〇メートル

を

D一―一四 臨港道路

四五・〇〇メートル

を

F一四一七 荷さばき地

二、六五五・一〇平方メートル

を

F一四一七 荷さばき地

二、六五五・一〇平方メートル

を

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

三

大分県告示第六百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

平成三十年十一月六日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成三十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
第二金	東国東郡姫島村字深谷	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、国東土木事務所に備えて縦覧に供する。）
第一金	東国東郡姫島村字タルミ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
第一金	東国東郡姫島村字タルミ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
第一金	東国東郡姫島村字タルミ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(A) 東国東郡姫島村字東大海	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		
(B) 東国東郡姫島村字東大海	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		
(C) 第一金	東国東郡姫島村字タルミ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(A) 西大海	東国東郡姫島村字西大海	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(B) 西大海	東国東郡姫島村字西大海	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
北浦(C)	東国東郡姫島村字北浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
北浦(B)	東国東郡姫島村字北浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
北浦(A)	東国東郡姫島村字北浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
西浦①	東国東郡姫島村字堂ノ下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
追崎(B)	東国東郡姫島村字追崎	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
追崎(A)	東国東郡姫島村字追崎	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
東大海(D)	東国東郡姫島村字東大海	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
東大海(C)	東国東郡姫島村字東大海	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

平成三十年十一月六日

大分県報（告示）

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

六

両瀬①	東国東 郡姫島 村字両 瀬	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		両瀬②	東国東 郡姫島 村字金 積	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		稲積(A)	東国東 郡姫島 村字稲 積	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		金①	東国東 郡姫島 村字金	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		稲積(B)	東国東 郡姫島 村字稲 積	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		大海①(A)	東国東 郡姫島 村字西 大海	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		大海①(B)	東国東 郡姫島 村字西 大海	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		金②(A)	東国東 郡姫島 村字深 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		金②(B)	東国東 郡姫島 村字タ ルミ	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
<p>(「別図」は、省略し、大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>																																																														
金②(C)	東国東 郡姫島 村字タ ルミ	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		大海②(A)	東国東 郡姫島 村字東 大海	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		大海②(B)	東国東 郡姫島 村字東 大海	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり		原中川②	由布市 庄内町 阿蘇野 ルミ	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり		原中川	由布市 庄内町 阿蘇野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり		馬米川	由布市 庄内町 中	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり		深谷川	由布市 庄内町 中	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり		奥江川	由布市	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり								

(B) 中村①	(A) 中村①	向原(C)	向原(B)	向原(A)	② 下依川	①(B) 奥畑川	①(A) 奥畑川	③ 奥江川	② 奥江川	
向原 挾間町 由布市	向原 挾間町 由布市	向原 挾間町 由布市	向原 挾間町 由布市	向原 挾間町 由布市	湯布院 町中川 由布市	湯布院 町川西 由布市				
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
	別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

内川野	松ノ木	馬米③	馬米②	原口②	原口①	(B) 上原中	(A) 上原中	多々良	中群	中村②
由布市	庄内町 大龍	由布市 庄内町 中	由布市 庄内町	由布市 庄内町 大龍	由布市 庄内町 大龍	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 大龍	由布市 庄内町 中	由布市 挾間町 向原
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒						
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり						

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

奥江②	(A) 奥江②	(D) 奥江①	(C) 奥江①	(B) 奥江①	(A) 奥江①	(B) 山口①	(A) 山口①	透崎	原口③	
由布市	町川西 湯布院 由布市	大龍 庄内町 由布市	大龍 庄内町 由布市	大龍 庄内町 由布市						
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域									
急傾斜	地の崩壊									
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(B)										
留東大津	下笠	中詰	湯平	奥江①	津江	谷	鮎川⑨	(D) 奥江②	(C) 奥江②	(B)
留東大津 庄内町	田代 由布市	挾間町 由布市	内成 由布市	挾間町 由布市	湯布院 由布市	町川西 由布市	湯布院 由布市	町川西 由布市	湯布院 由布市	町川西 由布市
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
							別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

三尾(B)	三尾(A)	② 花合野	① 花合野	奥江②	高尾山	山田	袋	留 西大津	
大字西 野津町 白杵市 神野	大字西 野津町 白杵市 神野	湯布院 由布市 町湯平	湯布院 由布市 町湯平	湯布院 由布市 町川西	湯布院 由布市 町川西 ・由布 市湯布 院町中	湯布院 由布市 町川西	龍原 庄内町 由布市	留 西大津 庄内町 由布市	津留 町南大 市庄内 ・由布 大津留 内町西 布市庄
区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	
とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	

平成三十年十一月六日

(「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

野④(A) 下西神	野③ 下西神	野②(B) 下西神	野②(A) 下西神	野① 上西神	野① 下西神	下三尾	(B) 山ノ口	(A) 山ノ口	三尾(C)
大字西 野津町 白杵市 神野									
災害特別警戒 区域及び土砂									
壊 地の崩 急傾斜									
とおり 別図の									
別図のとおり									

大分県報 (告示)

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

一〇

(C) 山野口	(B) 山野口	(A) 山野口	中尾(B)	中尾(A)	野④ 上西神	野③ 上西神	野② 上西神	野⑤ 下西神	野④(B) 下西神	神野
大字西 野津町 白杵市 神野										
災害特別警戒 区域及び土砂 区域										
壊 地の崩 急傾斜										
別図の とおり										
別図のとおり										
(Blank area)										
大寺浦	東(C) 板知屋	東(B) 板知屋	東(A) 板知屋	中(B) 板知屋	中(A) 板知屋	西②(B) 板知屋	西②(A) 板知屋	(B) 下り松	(A) 下り松	神野
知屋 大字板 白杵市										
区域 災害特別警戒 区域及び土砂 区域										
壊 地の崩 急傾斜										
別図の とおり										
別図のとおり										
(Blank area)										

泊(A)	東内平	(B) 西内平	(A) 西内平	③ 板知屋	③ 下り松	② 下り松	② 板知屋(B)	② 板知屋(A)	① 板知屋
白杵市 野津町 大字泊	白杵市 野津町 大字泊	白杵市 野津町 大字泊	白杵市 野津町 大字泊	白杵市 大字板 知屋	白杵市 大字板 知屋	白杵市 大字板 知屋	白杵市 大字板 知屋	白杵市 大字板 知屋	白杵市 大字板 知屋
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域									
急傾斜 地の崩 壊									
別図の とおり									
別図のとおり									
(Blank area)									
仲野(A)	田代⑦	田代⑥	田代⑤	田代④	田代③	田代②	田代①	泊(C)	泊(B)
白杵市 野津町 大字岩	白杵市 野津町 大字泊								
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域									
急傾斜 地の崩 壊									
別図の とおり									
別図のとおり									
(Blank area)									

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

中野⑩	中野⑪	中野⑫	中野⑬	中野⑭(A)	中野⑭(B)	中野⑭(C)	豊倉①	豊倉②	豊倉③
白杵市 野津町 大字岩									
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域									
急傾斜 地の崩 壊									
別図の とおり									
別図のとおり									
上西神 野川 3	上西神 野川 5	上西神 野川	上西神 野川 4(A)	上西神 野川 4(B)	中西神 野川	下西神 野川 2	下西神 野川	上西神 野川 1	上西神 野川 2
白杵市 野津町 大字西 神野									
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流									
別図の とおり									
別図のとおり									

平成三十年十一月六日

大分県報 (告示)

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

一四

1	風連川	板知屋川6	下り松川3	板知屋川8	板知屋川1	9	板知屋川7(B)	板知屋川7(A)	板知屋川5	支野川(支溪B)	下西神野川一	支野川(支溪A)	下西神野川一
	野津町	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	神野	神野	神野	神野
	土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり
	川(A)	内平谷川支溪	西内平川支溪	4	田代川	①	岩崎川二支溪	内平川一支溪	5	2	2	2	
	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町	野津町
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり	

仲野川 四支溪	仲野川 三支溪	仲野川 二支溪	(B) 長谷川	(A) 長谷川	仲野川 一支溪	仲野川 6 (C)	仲野川 6 (B)	仲野川 6 (A)	田代谷 川 (B)
野津町 大字岩									
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流									
別図の とおり									
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
岩屋谷 川 3 (A)	長谷谷 川 (B)	長谷谷 川 (A)	豊倉川 三支溪	(B) 二支溪	(A) 二支溪	豊倉川 一支溪	岩屋川 二支溪	岩屋川 一支溪	仲野川 五支溪
野津町 大字岩									
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域									
土石流									
別図の とおり									
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり						

平成三十年十一月六日

大分県報 (告示)

平成三十年十一月六日

大分県報(告示)

一八

(B) 皿山②	(A) 皿山②	(B) 皿山①	(A) 皿山①	下河内	① 湯ノ釣	② 湯ノ釣	③ 湯ノ釣	荒山(B)	荒山(A)
河内 大字鶴 日田市	河内 大字鶴 日田市	河内 大字鶴 日田市	河内 大字鶴 日田市	赤岩 天瀬町 日田市	赤岩 天瀬町 日田市	赤岩 天瀬町 日田市	赤岩 天瀬町 日田市	赤岩 天瀬町 日田市	赤岩 天瀬町 日田市
区域 災害特別警戒									
壊 地の崩 急傾斜									
別図の とおり									
別図のとおり									
(Blank area)									
中山②	中山①	市木③	(B) 市木②	(A) 市木②	和田②	和田①	(B) 市木①	(A) 市木①	(C) 皿山②
野 大字小 日田市	河内 大字鶴 日田市								
区域 災害特別警戒									
壊 地の崩 急傾斜									
別図の とおり									
別図のとおり									
(Blank area)									

市木④	日田市 大字小	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
市木⑤	日田市 大字小	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
市木⑥	日田市 大字小	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
和田③	日田市 大字小	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
小野	日田市 大字小	土砂災害警戒 区域	地滑り	別図の とおり	

大分県告示第六百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条

第一項の規定により、次のとおり日田都市計画道路を変更した。

平成三十年十一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類
日田都市計画道路
- 二 都市計画の変更に係る事項

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・四・二号 玉川銭測線	日田市三本松二丁目	日田市大字高瀬 字銭測	終点の変更 延長の増 車線数の決定
三・四・三号 日高友田線	日田市大字日高 字小ヶ瀬	日田市大字友田 字中ノ瀬	起点の変更 延長の増 車線数の決定

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第15号

三 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
日田市田島二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課
（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

三・五・六号 田島線	日田市南元町	日田市大字求来里 字塚脇	車線数の決定
三・五・九号 城町高瀬線	日田市城町一丁目	日田市大字高瀬 字手崎	名称の変更 終点の変更 延長の増 車線数の決定
三・五・一〇号 三芳駅前通り線	日田市三芳小測町	日田市大字日高 字牧原	名称の変更 車線数の決定
三・五・一一号 銭測石井線	日田市大字高瀬 字銭測	日田市大字石井 字走り落	名称の変更 起点の変更 延長の減
三・四・一三号 丸山五和線	日田市丸山一丁目	日田市大字石井 字榎町	車線数の決定 一部幅員の変更 一部区域の変更
三・五・一六号 水目線	日田市上城内町	日田市大字北豆田 字寺の迫	延長の減 車線数の決定 一部線形の変更
三・五・一九号 銭測大宮線	日田市大字高瀬 字銭測	日田市大字高瀬 字小島	終点の変更 延長の減 一部線形の変更
三・四・二二号 日高五和線	日田市大字日高 字小ヶ瀬	日田市大字石井 字場口	車線数の決定

大分県警察本部訓令第9号

大分県警察における災害警備実施に関する規程（平成25年大分県警察本部訓令第9号）の

警察本部
警察学校
警察署

平成三十年十一月六日

大分県報（告示・警察本部訓令）

平成三十年十一月六日

大分県報（警察本部訓令）

二〇

一部を次のように改正する。

平成30年11月6日

別表を次のように改める。

大分県警察本部長 石川 泰三

別表（第18条、第20条関係）

自主参集及び警備本部設置基準表

自主参集及び警備本部設置基準		地震	津波	震度 4 の地震が発生した場合	震度 5 弱の地震が発生した場合	震度 5 強の地震が発生した場合	震度 6 弱以上の地震が発生した場合
風水害	津波	津波注意報が発表された場合	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報又は洪水警報が発表された場合	津波警報が発表された場合	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報又は洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報又は洪水警報が発表され、又は発生するおそれがある場合	
				噴火警報が発表された場合	噴火警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	噴火警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	
その他			異常な自然現象等により、軽微若しくは小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	異常な自然現象等により、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	異常な自然現象等により、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合		
自主参集する職員				(1) 警備部警備第二課の職員のうち指定されたもの (2) 次のいずれかの地域を管轄する警察署の警備課の職員 ア 津波注意報が発表された地域 イ 暴風警報、高潮警報又は洪水警報が発表された地域 エ 噴火警報が発表された地域 オ 異常な自然現象等により、軽微若しくは小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある地域	(1) 大分県警察丙号警備本部の要員に指定された職員のうち次に掲げるもの ア 交通部各課の職員 イ 警備部各課の職員 エ 次のいずれかの地域を管轄する警察署の職員 ア 震度 5 弱の地震を記録した地域 イ 津波警報が発表された地域 ウ 暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報又は洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある地域 エ 噴火警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある地域 オ 異常な自然現象等により、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある地域	(1) 大分県警察乙号警備本部の要員に指定された職員 (2) 警備部各課及び隊の職員 (3) 警備部隊の隊員として指定された職員のうち別に定めるもの (4) 九州管区機動隊の隊員として指定された職員 (5) 次のいずれかの地域を管轄する警察署の職員 ア 震度 5 強の地震を記録した地域 イ 大津波警報が発表された地域 ウ 暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報又は洪水警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある地域 エ 暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報又は洪水警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある地域 オ 異常な自然現象等により、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある地域	全職員
警察本部		警備本部の名称	大分県警察災害警備連絡室	大分県警察丙号災害警備本部	警察本部	大分県警察乙号災害警備本部	大分県警察甲号災害警備本部
		警備本部長	警備部警備第二課長	警備部長	警察本部長		
		設置場所	警備部警備第二課	大分県警察総合指揮室			
警察署		警備本部の名称	警察署災害警備連絡室	警察署災害警備本部	大分県警察総合指揮室又は災害の現場		
		警備本部長	警察署長				
		設置場所	警察署				

附 則

この訓令は、平成30年11月6日から施行する。

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年十一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
中島 建博	佐伯市役所

二 通知の要旨

平成三十年六月五日付け森保第三百六号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成三十年十月十一日付け農林水産省告示第二千二百二十二号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知